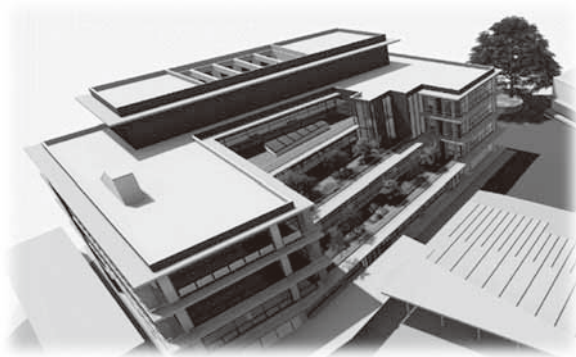


庁舎

新庁舎建設事業進捗状況

●問い合わせ 役場庁舎建設推進課 庁舎建設推進係 ☎096(273)8696



新 庁舎建設事業ですが、次の発注に向けた建設費の再積算を実施しました。

その結果、設計の見直しによる減額も行いましたが、資材や人件費の高騰などにより、当初予算から3億9000万円増額の46億3700万円の予算額となりました。

今後は新庁舎の早期完成に向けて、入札を行い、工事に着手したいと思えます。なお、新庁舎の完成時期につきましては令和3年5月頃を目指しています。

これからも新庁舎建設に對しまして、ご理解とご協力をお願いします。

健診

妊婦歯科健診を無料で実施しています

●問い合わせ 役場健康保険課 母子保健係（町子育て・健診センター内） ☎096(294)1075

委託医療機関	電話番号
片山歯科医院	096(293)0864
熊本セントラル病院	096(293)0555
クローバー歯科・こども歯科	096(294)6480
こんどう歯科医院	096(213)4415
たかやまデンタルクリニック	096(294)8020
竹田津歯科医院	096(294)0787
つつじ台歯科医院	096(294)0882
永田歯科医院	096(293)0588
ハート歯科クリニック	096(294)6777
みさきの歯科医院	096(285)4182
Y's 歯科	096(294)8118
わたなべ歯科	096(293)2325

町 では、大津町に妊娠の届出をした妊婦を対象に、委託医療機関で、妊娠中に1回、妊婦歯科健診を実施しています。妊娠中は、女性ホルモンの変化や食生活・ライフスタイルの変化などにより、口腔内のトラブルを起こしやすい時期です。また、歯周病は早産を引き起こす原因の一つだと言われています。

受診票は、妊娠の届出の際に対象者へ配布しています。左表の委託医療機関へ事前予約を行い、受診してください。予約がない場合や受診票がない場合は受診できません。

●対象者 健診当日に大津町に住民票を有する妊婦（転入前に妊娠中の歯科健診を受診した人は対象外です）

●期間 妊娠中に1回（体調の良いときにお受けください）

※委託医療機関以外での受診はできません。

※町外へ転出された場合は受診できません。

●必要な物 受診票・母子健康手帳、住所が確認できるもの（保険証など）

●健診内容 お口の健康チェック・歯肉の検査・結果説明など

※歯石除去や治療が必要な場合は、健康保険の診療となりますので、有料となり、保険証が必要です。

●料金 自己負担無料

健康

「受動喫煙を防ごう!」～健康増進法が改正されました～

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係（子育て・健診センター） ☎096(294)1075

望

まない受動喫煙を防止する目的で、健康増進法が改正されました。これにより、多数の人が利用する施設の区分に応じて、施設の一部の場所を除き喫煙が禁止されます。

7月からは、学校や児童福祉施設、医療機関、行政機関の庁舎などの「第1種施設」において、原則敷地内禁煙となります。

これらの施設を利用する際は、受動喫煙を防ぐための必要な措置がとられた屋外の「喫煙場所」の設置があれば喫煙することができますが、設置がない場合は禁煙となります。

●「受動喫煙」とは 受動喫煙とは、他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることです。

喫煙による煙に含まれるさまざまな有害物質は、喫煙者が肺に直接吸い込む主流煙よりも、吸っていない時に立ち昇る副流煙により多く含まれます。

●なぜ「受動喫煙」を防がなければいけないの？ 喫煙があらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こすことは広く知られていますが、受動喫煙もリスクを高めます。また、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群の原因にもなるとされています。

ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間1万5000人

に上ることがわかっています（厚生労働省データより）。

●「加熱式たばこ」は安全なの？ 「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気加熱すること

で煙を発生させるものです。健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点では科学的根拠はありません。「加熱式たばこ」による健康被害については、まだ明らかにされていませんが、WHO（世界保健機関）は規制対象とすべきという見解です（厚生労働省ホームページより）。

●禁煙したいな、と思ったら… 禁煙する場合、自力で禁煙する方法や、医療機関で禁煙する方法があります。医療機関で禁煙する場合、条件を満たせば健康保険が使えます。禁煙治療に保険が使える医療機関は県内に257施設あります。詳しくは熊本県のホームページをご覧ください。かかりつけ医へご相談ください。



介護

介護保険料の改定があります

●問い合わせ 役場介護保険課 介護保険係 ☎096(293)3511

保険料段階	対象となる人	前年度	今年度
第1段階	・生活保護受給者 ・町民税非課税世帯、かつ本人の前年の「課税年金収入額」と年金以外の「合計所得金額」の合計が80万円以下	36,440円	30,375円
第2段階	・町民税非課税世帯、かつ本人の前年の「課税年金収入額」と年金以外の「合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下	56,700円	48,600円
第3段階	・町民税非課税世帯、かつ本人の前年の「課税年金収入額」と年金以外の「合計所得金額」の合計が120万円超	60,740円	58,725円

65歳以上の人へ、令和元年度介護保険料納入通知書（介護保険料額決定通知書）を6月中旬に発送しました。こちらは、平成30年中の所得などに基づき算定し、決定した介護保険料額のお知らせとなります。

令和元年度から第1段階から第3段階の保険料が軽減されました

今年10月からの消費税増税に合わせた国の政策により非課税世帯の人（第1段階、第3段階）を対象に保険料の軽減を行いました。